

# 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

## 1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田8-1-13
評価実施期間	2019年 3月 30日 ~ 2020年 2月 5日

## 2 受審事業者情報

### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	小学館アカデミーいちかわ南保育園 ショウガクカンアカデミーイチカワミナミホイクエン		
所 在 地	〒 272-0033 千葉県市川市市川南3-1 3-1 2		
交通手段	JR総武線「市川駅」下車 徒歩8分		
電 話	047-325-8030	F A X	047-325-8033
ホームページ	<a href="http://www.shopro.co.jp">http://www.shopro.co.jp</a>		
経 営 法 人	株式会社 小学館集英社プロダクション		
開設年月日	平成26年4月1日		
併設しているサービス			

### (2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	12	12	12	12	12	69		
敷地面積	m <sup>2</sup>			保育面積			164.34m <sup>2</sup>		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による健康診断・歯科検診 身体測定(毎月) ぎょうちゅう検査・尿検査 全職員毎月の検便・年一回の健診								
食事	完全給食								
利用時間	(月~金) 7:00~20:00 (土) 7:00~18:00								
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)								
地域との交流	近隣乳幼児を招きイベント開催・小学校見学・中学校職場体験								
保護者会活動	年3回の運営委員会(各クラス代表者1名・民生委員・園長・本部施設担当者)・年2回の保護者会・年2回の保育参加と個人面談								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	17	6	24	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市へ申請	
申請窓口開設時間	市川市へ申請	
申請時注意事項	市川市へ規定による	
サービス決定までの時間	市川市の規定による	
入所相談	園見学は随時受付（電話の申し込み、予約する）	
利用料金	市川市規定	
食事料金	0歳児クラス～2歳児クラス 保育料に含まれる 3歳児クラス～5歳児クラス 副食代¥4,500（次月請求・集金袋にて回収）	
苦情対応	窓口設置	園内窓口・投書箱・Eメール・運営事務局窓口
	第三者委員の設置	民生委員 / 弁護士

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念 「あったかい心をもつ子どもに育てる」</p> <p>保育基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「思いやり」の気持ちを大切にします</li> <li>・「生きる力」を大切にします</li> <li>・「主体性」を大切にします</li> <li>・「好奇心」が伸びる環境を大切にします</li> <li>・「経験」「体験」を大切にします</li> <li>・一人ひとりの得意を大切にします</li> <li>・「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします</li> <li>・「地域とのかかわり」を大切にします</li> </ul>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽習保育®を導入し、日々の保育活動に取り入れています。</li> <li>・小学館ライブラリーを設置し、絵本の貸し出しを行っています</li> <li>・就学前の園児には入学準備プログラムを行っています。</li> <li>・園内にも自然を取り入れ四季の自然を肌で感じたり、木の実や葉っぱ等の自然物でごっこ遊びを展開することができます。</li> <li>・プランターに種まきから栽培、収穫し、育てた野菜を栄養士が調理し、給食やおやつでいただきます。食育活動は年齢に応じて行います。</li> <li>・ラーニングセンターでは楽習保育教材を置き、自由に手に取り活動できます。</li> <li>・年3回の英語講師が来園し絵本や遊びの中で英語に触れる機会があります。</li> <li>・年8回の体操講師が来園し幼児クラスの体操活動を行います。</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>楽習保育®とは「あそび・せいかつ」から「まなび」につながる体験を大切に考えた保育です。人とのかかわりやふれあいを豊かに感じる生活の中で「あたま」「こころ」「からだ」へのバランス良い刺激として総合的な体験は、お子さまのその後の学校・社会生活に必要な「人として生きる力の基礎」につながると考えます。</p> <p>【コミュニケーションあそび】 歌や絵本の読み聞かせの中等で、日常何気なく使っている「ことば」の決まりや使い方などを楽しく遊びながら身につけ、他の学習にも生きて使える言葉の力を育てます。</p> <p>【ネイチャープログラム】 「かず・かたち」を遊びや生活の中で身につけ、考える経験を積み重ね将来のかずの学びに必要な力を養います。また自然に親しむ時間ももち、草木のにおい、虫の鳴き声、目で見る、肌で感じることを大切にしながら、食育活動、制作活動にもつなげる体験をしています。</p> <p>【リズムック・運動プログラム】 「からだ」を全身で使い、からだを動かすことの楽しさを積み重ねます。からだあそびを通して音やリズムをからだで感じながら、バランス感覚を養い、想像力を働かせながら創造性を育むことをねらいとします。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

### ○身近な自然と季節を感じられる活動を通して、学びにつながる環境を整えています

園周辺には土手や公園があり、天候に合わせて散歩に出かけたり、夏野菜を園庭のプランターで育てたり、しいたけを栽培するなど、保育の中で身近な自然を感じられる機会がたくさんあります。さらに散歩先で見つけた落ち葉の名前を調べたり、自然物を製作や遊びに使用したり、えだまめのさやとりや豆とり、ラップおにぎり作りを行うなど、子どもが身近に自然や季節を感じられる活動を取り入れています。さまざまな活動を通して子どもが発見を楽しんだり、自分のアイデアを形にすることを楽しんだり、季節とともに変化する植物などの成長を感じたりして、子どもたちにとってたくさんの学びにつながるよう、「小学館ライブラリー」や「ラーニングセンター」「みどりの遊び場」などの保育環境を整えています。活動が子どもにとっての学びへとつながるよう保育を実践しています。このような子どもの生活や遊びを学びへとつなげる保育を「楽習保育」として園の特色に掲げています。

### ○保育士、看護師、栄養士それぞれが専門性を発揮し、連携して保育を進めています

栄養士と看護師が常勤しています。栄養士は食育計画を作成し、食育活動に計画的に取り組んでいます。食育活動では、子どもの発達段階に合わせ野菜の皮むきや野菜切りなど毎月さまざまな食材に触れたり、調理の過程を経験する活動だけでなく子どもたちに食べ物の話や消化(うんち)の話をするなど、子どもの健康につながる活動も取り入れています。また、栽培する野菜については、栄養士と保育士、クラスの子とも話し合いながら決めていきます。給食便りを発行したり、毎日給食を展示したり、季節に合わせた食べ物に関する絵本を紹介したり、地域交流活動として離乳食の話をしたりして、食事に関する情報を家庭や地域に発信しています。看護師は保健計画を作成し、子どもの健康管理や健康増進に係る活動を計画的に実施しています。各クラスの保育士と協力して、毎朝全園児の検温や、体調を把握したり、子どもに咳エチケットの話をしたり、鼻のかみ方指導などを行っています。また、保健便りを発行し保健情報を家庭に発信するだけでなく、地域の保護者に赤ちゃんのスキンケアについて話すなど地域に向けても情報を発信しています。それぞれの専門性を生かした計画を作成し、それぞれの専門職が連携し保育を進めています。

### ○園長のリーダーシップで、基本的なことを大切にしたいねいな保育を実践しています

園長は、保育士の子どもへの話し方、言葉づかい、声のトーンや大きさについて、適切となるよう日常保育の中で指導しています。また子どもを待たせたり、断定的に見ず、子どもの主体性を大切にするなど、理念、保育方針が毎日の活動で実践されるようにしています。非常勤職員に園の方針を伝えるためにパート会議を開催するなど、非常勤職員も含めた職員全体の連携による保育ができるよう運営改善に努めています。子どもの発達状況を考慮し、また保護者からの要望を踏まえて子どもの様子を見られるよう行事を2部制に変更しています。また市に幼保小の連絡交流する仕組みがまだないため、園では独自に小学校との連携の機会を増やすために、小学校の体育などの授業参観を実施するなど新たな機会を作っています。園長のリーダーシップで基本的なことを大切にしたいねいな保育を実践しています。

さらに取り組みが望まれるところ

●子どもが遊びたいものをさらに自ら選びやすくなるような工夫を期待します

子どもの生活や遊びが学びへとつながるよう、「ラーニングセンター」や「みどりの遊び場」「小学館ライブラリー」など保育環境を整えています。各クラスも、子どもたちの手が届くような低い棚が並んでおり、遊具や廃材などが用意され、子どもがやりたい遊びを自ら見つけ遊びだせる環境が整っています。園では、室内の環境、特に遊具について見直しを行っているところです。かごの中にまとめられている手提げバッグをフックにかけたり、ぬいぐるみを一体ずつ箱に入れるなど、物の置き方を工夫することで、子どもが自ら遊びたいものをさらに選びやすくなる工夫を期待します。また、子どもの人数に合わせ、同じ遊びを楽しんだり、よりイメージを膨らませて遊べるよう、遊具の数を検討してみたいはいかがでしょうか。

●長時間保育の子どもたちが新たな気持ちで遊べる環境について、さらなる工夫をしてはいかがでしょうか

年齢ごとの年間指導計画や月の指導計画に、「長時間にわたる保育の配慮事項」を明記しています。長時間にわたる保育については、「遅番チェック表」に18時以降の保育の様子や電話連絡、特記事項、子どもの人数などを記録しています。また、子ども一人ひとりの様子は「健康チェック表及び生活記録」に記録したものをもとに、昼礼にて職員間で引き継ぎを行うなど職員が連携し、配慮しながら長時間保育を行っています。園長は長時間保育の様子から気になる課題を職員に提示し、異年齢で過ごす時の子どもへのかかわりや保護者対応について職員間で話し合うなど、さらに長時間保育の質の向上に向けて取り組んでいます。異年齢保育となる夕方の時間には、1歳児のクラスに0歳児から5歳児が集まり、全年齢の子どもが1歳児クラスに置いてある遊具で遊んでいる状況です。長時間保育の時には、遊具を入れ替えるなど、子どもたちが新たな気持ちで遊べる環境について話し合い、子どもの遊びの充実に向けた遊具の見直しを行ってみたいはいかがでしょうか。

●「施設運営の手引き」について、地域性や子どもの状況の経年変化を考慮した内容の検討と、日々の保育の中で一層活用できる環境整備に期待します

園には法人が作成した「施設運営の手引き」が完備され、これにもとづいて職員が業務を担っています。しかし、マニュアルは事務室に常備しているのみです。マニュアルは、現場ですぐに確認できることが大切なので、各保育室にマニュアルを常備するよう活用できる環境の改善を期待します。また、経験の浅い職員や法人での保育経験の浅い職員がいるので、「施設運営の手引き」などを項目ごとにコピーして職員に渡し、職員会議で少しずつ読み合わせをし、マニュアルの内容を再確認するなど、マニュアル理解のバラつきをなくす取り組みも期待します。子どもの状況は地域によって異なり、また年度を重ねるごとに変化します。それらを考慮した、園の運営に沿った、生きたマニュアルへと見直し、マニュアルを一層活用できる環境の整備を進めてみたいはいかがでしょうか。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

保育室には遊具を揃えています。日中クラス内で主体的に遊べる工夫や、長時間保育のお子さまたちが楽しく過ごせる保育環境の見直しが必要であると感じました。また保育士がお子さまへの声かけ、接し方等、保育の質の向上が求められ、保育理念・目標を意識し、楽習保育を取り入れた保育、施設運営の手引きの見直し等、お子さまが心身共に健やかに成長できるように職員一同努めていく必要もあります。

園周辺は自然豊かで季節を感じられ自然物を取り入れた保育活動、小学館ライブラリーの絵本の充実、ラーニングセンターの活用、英語・体操講師の時間、栄養士による食育活動、看護師からの保健の話等、引き続き大切に、地域や小学校との連携も深めていきより良い環境作りを目指していきたいと思っております。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
				7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する保育の標準化の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
		5 安全管理	子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			0		
29 食育の推進に努めている。	5			0		
6 地域	食育の推進	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
計				129	0	

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の保育理念、基本方針、保育目標は、園のリーフレット、入園のしおり、全体的な計画、運営会社のホームページなどに明記されています。保育理念は「子どもたち一人ひとりの思いを大切に」「たくさんの愛情を受け、思いを受容された子どもたちは」「愛情を周囲の人・物へと注ぐようなあったかい人間に成長すること」など法人の考え方を読み取ることができます。また基本方針にも、「思いやる気持ちを大切にします」「『主体性』を大切にします」「『好奇心』が伸びる環境を大切にします」などが明記され、子どもの能動性や主体性を大切にしたい保育を目ざす法人や園の目指す方向を読み取ることができます。また理念、保育目標を具体化した園のマニュアル「心得・コンプライアンス」には、児童憲章が掲載され、「児童は人として尊ばれる」などの主旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の保育理念、基本方針、保育目標は入社時の配属前研修で全職員に周知しています。これらを玄関や職員更衣室に掲示するとともに、全職員に配付している全体的な計画にも明記し、職員会議などで周知徹底しています。日常の保育の中でも、園長、主任が園内を巡回し、子どもへの声かけや声の大きさ、トーン、保育士の立ち位置など、理念に沿った保育技術を指導したり、毎月の指導計画作成時に、理念や基本方針、保育目標に沿って保育の振り返りを行い、自らの保育実践を確認し、反省しています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には、入園時に園の保育理念、基本方針、保育目標を掲載した入園のしおり、重要事項説明書を配付し、これらを詳しく説明するとともに、保護者会でも説明し、質問や疑問にもていねいに説明し、話し合っています。保育理念、基本方針、保育目標などは園の玄関にも掲示し、朝夕の送り迎えの時間に保護者が確認できるようにしています。また、毎月の園便りには年齢ごとの毎月の養護と教育の「ねらい」を掲載し、写真も掲載して、わかりやすく、保育の実践内容を保護者に伝えています。さらに、食事などさまざまな相談や悩みに対しても保護者に寄り添い、保護者との日常の会話の中で園の保育目標に沿った保育内容を説明し、子ども一人ひとりの状況や成長に即して説明するように努めています。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年の事業計画は前年度の反省をまとめた事業報告に基づいて作成しています。事業計画はまた、基本方針の重要課題や事業環境も考慮し、保育内容、職員配置、年間行事、健康管理、給食・食育、安全・災害対策、地域子育て支援、保護者支援、職員研修からなっています。指導計画との項目重複もあるので、日常保育の土台となるヒト(人事、研修)・モノ(施設改修、遊具などの投資)・カネ(収支・財務の状況)・情報(IT化)の切り口についても考慮して作成されたいかがでしょうか。保育内容では、指導計画の「自己評価/反省」の項目で評価と反省を行っています。事業環境は、市からの情報により、地域の子どもの動態や子育て支援などの地域の福祉ニーズ、保育料無償化、保育士不足などの事業環境を把握しています。地域の子育て支援のニーズが高いことから、園開放など地域の子育て家庭の支援の拡充をあげています。現状の取り組みについて反省を行っていますが、事業計画と事業報告の内容が同じ表現であり、事業報告には取り組みの反省内容を記載することを期待します。そのうえで、「事業計画(P)→実践(D)→反省・事業報告(C)→改善(A)を反映した次年度の事業計画」のPDCAサイクルを上手に回せるよう検討されることをお勧めします。</p>		

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画案は、保護者会や毎日の登降園時などにおける保護者とのコミュニケーションの場で把握した保護者の意向や、職員会議や職員の意見を考慮し、毎年年度末に主任の意見も聴取したうえで、園長が作成しています。事業計画案は法人の承認を得て、事業計画として毎年3月の職員会議で周知します。計画決定後であっても職員の意見は柔軟に取り入れています。事業計画の各項目は行事分担表、係分担表に基づいて全職員で分担し、進捗は、指導計画の反省など保育内容の報告、研修報告、「行事計画書兼報告書」など毎月の取り組みについて職員会議で確認し、着実な実行に取り組んでいます。事業計画の進捗状況に基づき、事業報告の内容を整理し、職員の意見を踏まえたうえで3月に事業報告としてまとめています。事業計画決定の際に話し合った内容は、職員会議で伝え、決定した方針や課題は事業計画として全職員に配付し、非常勤職員には職員会議の議事録を回覧して周知しています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園長、主任は、理念、方針の実践において職員全体で取り組むよう指導力を発揮しています。職員会議は園長が主催し、主任とともに事業計画の具体化や実践など、日々の業務の進捗確認の先頭に立っています。また行事ごとに複数の職員のチームを作り、話し合いができるよう環境を整え、共通認識できるようにしています。職員が主体的に課題に取り組むことや自主的な創意や工夫が生まれやすい環境に配慮しています。生活発表会では、職員の意見から子どもも保護者も楽しめるよう職員の出し物を企画しました。サンタクロースの帽子をかぶってハンドベルを演奏するなど、日々の保育は職員の意見を大切にして運営しています。保育観の共通認識のため、個別の子どもに焦点をあてたケース検討会議などの内部研修を定期的実施しています。外部研修や法人主催の研修、キャリアアップ研修などに全職員が参加できるようにしています。また園長が年度目標に基づく自己評価、人事考課について年2回の面談を行い、そこでヒヤリングし話し合った内容を「個人能力向上シート」に記入し、自己目標の達成度や評価者の評価と自己評価が一致するよう話し合い、公平に評価できるよう工夫しています。園長による職員面談とともに法人に「すっきり相談室」という独自の制度があり、職員の希望や悩みを聞き、人間関係についても把握し必要な助言を行う場を整えています。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「施設運営の手引き」の「求められる職員像」「人権に配慮した保育」「心得・コンプライアンス」には、児童憲章を掲載するとともに、人権擁護、虐待防止、プライバシー保護を明記し、法人の新人研修、中堅研修で周知していますが、職員に配付はしていないので配付を期待します。これとは別に園規則や就業規則には守秘義務、個人情報保護、人権擁護・虐待防止などが明記され全職員に周知しています。虐待防止、人権や子どもの羞恥心などに配慮するプライバシー保護の考え方についても職員会議で周知しています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念を実現するのは人材との立場で、「求められる職員像」で園の人材像を明示しています。人材育成の方針は「中・長期事業計画」の人材の育成の項で明文化しています。職務権限は、園規程や職務分担表に園長、主任、保育士、看護師、栄養士などの、それぞれの職務権限が明確にされています。職員評価の考え方と評価項目は「求められる人材像」に示され職員に配付しています。人材像の項目に沿って、「専門性、社会人性、人間性、経営性」の視点から一般、主任、園長別に「こども専門家としての行動目標」に評価基準が定められています。項目ごとに年2回、考課表で5段階の評価が行われ、給与、賞与などに連動します。年2回の園長面談を行い、年度目標などを評価者と職員で話し合い、評価内容について説明し、評価結果の客観性が確保できるようにしています。</p>		



9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の有給休暇の取得率や時間外データは就業管理システムの記録をもとに毎月園長がチェックしています。職員ごとの有給休暇の取得率や時間外労働のデータにより、有給休暇を取得しやすいよう職務調整をして取得を促し、また公平に取得できるようにしています。時間外労働は行事などの時を除き特別な場合以外はほとんど発生しないよう努めています。また園長、主任が日常的に職員に声かけを行うとともに、年2回の職員面談を設け、職員の意向や要望を聞き取るなど、職員が相談しやすい職場環境作りを心がけています。また法人本部に「すっきり相談室」があり、だれでも相談できる仕組みがあります。福利厚生ではインフルエンザ予防接種は無料で受診でき、法人が契約している福利厚生事業者による映画などの割引制度があり職員から歓迎されています。中堅クラスの職員を対象にした海外研修制度や法人の書籍の割引制度もあります。育児・介護休暇制度の取得も励行しています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の「中・長期事業計画」の「人材育成」の項目に「保育技術の向上」など中期の人材育成計画を定めています。職種別、役割別の能力基準は職務分担表に定めています。運営法人による全職員を対象にした個人別の研修計画にもとづき人材育成を進めています。この研修計画は「育成研修(入職3年目まで)」「エキスパート研修(中堅)」を、保育、看護、栄養など職種別、役割別に計画的に実施しています。職員は計画に基づき、コミュニケーション遊び、リズム遊び、運動遊び、かずかたち遊び、しぜんりか遊びなど法人独自のプログラムの研修を受講しています。そのほかにも外部のキャリアアップ研修を受講しています。個別研修計画は「個人能力向上シート」にもとづいた毎年行う全職員との面接の内容に基づき、理念に沿った充実した内容になるよう園長、主任が見直しています。新人を対象とした環境設定などのOJT(職場内研修)のほか、中堅職員を対象とした保育技術のOJT研修を行う仕組みがあります。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は、「施設運営の手引き」(マニュアル)にもとづき、「児童憲章」や「人権に配慮した保育」について職員会議での園内研修を受けています。日常の業務においても「施設運営の手引き」の「心得・コンプライアンス」にもとづき、子ども自らが主体的に行動しようとする気持ちをほぐくむよう、子どもとの接し方、声かけ、食事の量や排泄などの援助方法について職員会議で確認し保育にあたっています。また職員会議では「人権に配慮した保育」について話し合い、各職員が自らの言動について振り返りを行い、組織的に話し合っ人権擁護、虐待防止に努めています。また毎年人権擁護と虐待防止の園内研修を実施し、日常の保育で虐待が疑われる場合には、園長、主任を担当者として、市のこども施設運営課に連絡、相談できるよう、日常的に担当者で連絡できる体制を整えています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の個人情報保護基本方針は法人のホームページに掲載しています。これに基づいて園が保護者に配付している「個人情報等の取り扱いについて」には児童票や、日常保育などで必要な書類など、個人情報の利用目的と範囲を明示しています。しかし、法人のホームページの個人情報保護基本方針には開示請求に応じる旨の記載がありますが、保護者に配付している「個人情報等の取り扱いについて」には記載がないので、この文書にも記載することを期待します。入園案内や重要事項説明書を保護者に説明する際に、個人情報保護方針と同様の詳しい内容を説明し「個人情報使用ならびに撮影画像に関する承諾書」の提出をお願いしています。実習生、ボランティアを含む職員からは、個人情報を保護することや守秘義務を守ることを周知したうえで、それらについての「誓約書」を提出してもらっています。</p>		

13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者の満足度については日常の保護者との会話や懇談会などから把握するとともに、「投書箱」などの仕組みがあります。また夏祭り、運動会などでの行事アンケートや保護者代表が構成メンバーの運営委員会でも保護者の意見を反映する場があります。保護者からの問題を把握した場合には、職員会議で改善策を検討し保護者に伝えるなど、意見や問題に迅速に対応するようにしています。降園時には園長、主任はなるべく玄関付近に立って保護者が相談しやすいように配慮しています。さらに保護者との個別面談に応じたり、ふだんから声かけに努めています。相談の内容は「個人面談記録」に記録し、職員間で共有しています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時、保護者に配付する重要事項説明書の「保育園、保育内容についての苦情・相談」を説明しています。この「苦情・相談」欄には苦情受付窓口(担当者)、苦情解決責任者、第三者委員の氏名と電話番号、メールアドレスが明示され、保護者に周知しています。また外部の相談窓口として市のこども施設運営課についても掲載しています。施設のマニュアル「安全管理・危機対応マニュアル」に苦情などへの対応マニュアルが掲載されています。マニュアルに沿って、苦情への対応、原因究明、対応策が実施されることになっており、その内容は職員にも周知しています。相談、苦情に関しては記録が苦情ファイルにつづられ、職員会議で対応について話し合いその解決に取り組んでいます。保護者から「水遊びをやるかやらないかの基準がわからない」との苦情には「水温と体温を合計して50度以上で行う」ことを保護者に速やかに報告し理解を得るなど、ていねいな対応をしています。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年間指導計画、月の指導計画、週・日指導計画に保育に対するの評価反省欄を設け、保育の質について定期的に自己評価を行っています。中長期事業計画では、保育サービスの質の向上に向けて職員会議ごとの研修、読み込みや係、分担の振り分け、要望の収集、第三者評価受審を掲げ計画的に取り組んでいます。職員会議では園長が中心となり、マニュアルの読み込みを実施するなどしながら、職員の言葉遣いや日誌類の書き方、保護者対応についてなど振り返る機会を設けています。職員一人ひとりが個人能力向上シートに園の目標や個人の目標、個人の目標に対する課題を明記し、月ごとの目標に対して振り返りを行っています。また、半期ごとに振り返りを行った際は、園長がコメントを記入し面接を行っています。行事ごとにアンケートを実施するなど各行事に対するの振り返りも行っています。第三者評価を受審し、結果を公表しています。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「施設運営の手引き」には、実務や危機管理、心得・コンプライアンス、安全管理・危機対応についての基本や手順が明示されています。手引きは事務室に保管していますが、保育現場で抱える問題をテーマに職員会議にて手引きの内容を読み込み、説明するなど、職員で共通理解を図るために活用しています。手引きは法人で統一されているマニュアルですが、園独自にも「調乳者の衛生チェック表」や「土曜チェック表」「遅番チェック表」など、掃除や洗濯についてや調乳する際に職員が確認すべき事項についてチェックできるようマニュアルを作成しています。園独自のマニュアルについて、必要に応じて随時見直しを行っています。施設運営の手引きは、各園の事例を法人に報告し、法人が各園の事例の内容についてマニュアルの見直しが必要か検討しています。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページから問い合わせや資料請求が可能になっています。園には電話での問い合わせが多く、問い合わせや見学の対応は園長が行っています。見学の時間は11時または15時から行い、子どもが園内にいる時間帯に各クラスを案内することで、ふだんの子どもの園内で過ごす様子が伝わるよう工夫しています。見学の人数は1回に4組程度とし、見学者の質問などにていねいに対応できるよう配慮しています。園のパンフレットを渡し、パンフレットの内容を説明しながら園内を案内しています。見学後は、「入園前に準備する物」や「入園時に購入する物」などの質問が多くあり、見学者からの質問や相談には園長が対応しています。</p>		

18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園説明会や年度初めの保護者会にて、「入園のしおり・重要事項説明書」に沿って、園の概要や運営方針、保育理念、保育方針、保育内容についての苦情や相談、保育時間などについて園長が説明しています。また、保育内容については主任が、給食については栄養士が説明しています。保護者に配付する資料は、園生活に必要な持ち物や週末に持ち帰るものについては年齢ごとに表に示してあり、わかりやすく工夫しています。説明した内容について、同意書の提出をもって保護者の同意を得ています。また、「個人情報等の取扱い等についての同意書」の提出にて、個人情報などの取り扱いについてや、写真などの取り扱いの協力について、写真販売についてなどの同意も得ています。新しく入園する際は、職員と親子で個別に面接を行いながら、子どもの様子や保護者の意向を聞き取り、「面談チェック表」に記録しています。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「全体的な計画」は、保育理念や基本方針、保育目標、援助の原則、発達過程などが組み込まれ作成されています。全体的な計画は法人共通の項目のほかに、地域の実態とそれに対応した事業や行事、健康支援、安全対策、特色ある保育、子育て支援、地域交流などの項目を設け、各園の地域の実態を考慮して作成しています。共働き家庭が多い地域の実態を考慮し、職業の特性から保育時間が一定ではないため、受け入れ時間に制限を設けないなど何事も柔軟に対応することや、近隣の保育施設や、就学に向けて小学校や学童クラブなどの協力関係を持っていく事を、全体的な計画に明記しています。全体的な計画は主任が中心となり、項目ごとに担当者が内容を検討するなど全職員で作成しています。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「全体的な計画」に基づき、年間、月、週日の指導計画を作成しています。2歳児までや個別な配慮を必要とする子どもに対して、個別計画を作成しています。特色のある保育として「楽習保育」を実施しており、月の指導計画には今月の歌、絵本、手遊びなどの項目を設け、「本育あそび」として読み聞かせや、「ネイチャーあそび」として自然や数、形に親しむ機会、「リズムック」として音楽遊びや歌遊びを計画的に実施しています。「小学館ライブラリー」として保育室や玄関ホールには発達や季節に合わせた絵本や図鑑などが用意されており、絵本と出会い触れ合う環境や、「ラーニングセンター」として製作やブロックなど子どもの個性や創造性を促す環境、「みどりの遊び場」として園庭や近隣の公園など自然と触れ合い発見を促す環境を整えています。計画ごとに評価、反省欄を設け、実践に対しての振り返りを行い、改善に努めています。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>0歳児クラスには手作りの遊具が低い棚に並べてあったり、5歳児クラスには低い棚にプリンのカップやトイレトペーパーの芯などの廃材が素材ごとに並べてあり、子どもたちが自分で手に取り遊べる環境が整っています。ブロックなどさまざまな遊具ごとにかごに整理整頓されており、子どもが自分で片づけやすい環境も整っています。しかし、かごの中にさまざまな種類の遊具が入れているクラスもありましたので、子どもが遊びたいものを選択し、手に取りやすいよう棚に並べるなどの工夫を検討されてはいかがでしょうか。「ラーニングセンター」が設置されており、発達に合わせた教材がそろえられています。さらに、各クラスの遊具も、ブロックの大きさやパズルのピース、遊具の数など子どもの発達に合わせて検討することをお勧めします。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>天気の良い日は各クラス土手や近隣の公園に散歩に行く機会を作り、散歩先で見つけた木の実や落ち葉を持ち帰り、製作や遊びに使用したり、自然物を図鑑で調べるなど、「あそび・せいかつ」から「まなび」へつながる「楽習保育」を取り入れています。また、夏野菜を育てたり、しいたけを栽培するなど、自然や季節を感じられる活動を取り入れています。散歩の行き帰りに近隣の方と挨拶を交わしたり、防災訓練では消防署の方の話を聞くなど、地域の人たちとかかわり合う機会を作っています。4、5歳児は、お弁当遠足を実施し、公共のバスを利用するなどさまざまな社会体験が得られる機会を作っています。七夕会、夏祭り、運動会、ハロウィン、生活発表会、クリスマス会、節分会、ひな祭り会など、季節を感じられる行事を実施しています。夏祭りでは、子どもたちが製作した物で屋台を出店し買い物ごっこを行ったり、保護者がお店係を行うなど、職員と保護者、子どもが協力して行事を実施しています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>朝7時から9時、夕方17時以降は異年齢保育を実施しており、大きい子どもが小さい子どもに遊具を片付ける場所を知らせたり、トラブルの際に小さい子どもの話を聞いてあげるなど、子ども同士のかわりが深まる機会となっています。3歳児と5歳児が散歩に行ったり、運動会で3～5歳児がいっしょにダンスを踊ったり、食事中は各クラスの仕切りを開けオープンにするなど、異年齢の子どもが日々の活動や生活の中にかかわり合いながら、ルールや生活の仕方を学ぶ機会となっています。各年齢で朝の会の司会を行ったり、給食の配膳を行うなど当番活動を行っています。活動の内容は、子どもの発達に合わせ、各クラスの担任と子どもで話し合い決定しています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもに対して、個別の指導計画に基づき絵カードに言葉を添えて伝えたり、ゆっくり伝えるなど、職員は配慮してかかわっています。各クラスにはトイレのサンダルを並べる場所をわかりやすくマークで示したり、洋服のたたみ方の手順をイラストで示すなど、生活のルールや仕方が子どもにわかりやすく伝わるよう工夫し環境を整えています。子どもの様子について職員会議のクラス報告にて職員間で共有しています。必要に応じて行政の巡回指導を申し込み、配慮や対応の助言を受ける体制が整っています。療育機関に通所している子どもの保護者とは定期的に面談を行い、情報を共有しています。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全園児の体温や朝の観察の様子、登降園時の申し送り事項などが「健康チェック表及び生活記録」に記録されており、子どもの様子は記録をもとに引き継ぎを行っています。毎日昼礼を実施し、各クラスから一人ずつ職員が参加し、園全体で申し送り事項を共有しています。全体的な計画には、時間外保育の柔軟な対応を掲げており、年間指導計画や月の指導計画にも長時間にわたる保育の配慮事項の欄を設け、子どもの日中の活動を考慮し、じっくりと遊べる時間を作っていくことや、ゆったりと過ごせるようごさを敷いたり、机でパズルやぬりえができるよう用意するなど、子どもが安心して過ごせるよう配慮事項を明記しています。朝7時から9時、夕方17時以降は子どもの人数に合わせて異年齢保育を行い、日々の様子は「遅番チェック表」に記録しています。園では、子どもたちがよりじっくりと遊びこめるよう、遊具の見直しを行っているところです。また、子ども同士のトラブルへの対応や保護者対応についてなど、園長が必要に応じて職員間で話し合う機会を設けるなど、よりよい保育が展開できるよう担当職員の指導や園内研修を行っています。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>各家庭と「連絡帳」や、日々の会話を通して子どもの様子など情報を共有しています。園の活動の様子を各クラスのホワイトボードや玄関ホールに写真や文字で掲示し、保護者に日々の保育の様子が伝わるよう工夫しています。また園のブログでも、園での子どもの様子を保護者が見られるようになっていきます。全年齢で保護者が半日保育に参加し、子どもとともに過ごす機会を通して日々の様子が伝わるように、保育参加の機会を設けています。保育参加の後に個人面談を行い保護者の相談に応じています。また、いつでも必要に応じて個人面談を実施し、面談の内容は「面談記録表」に記録し園長に報告しています。各家庭が就学先の運動会に参加する機会や、小学校の先生と職員が申し送りの面接をする機会があります。さらに小学校との連携の機会を増やすために、小学校の体育などの授業参観を実施するなど、新たな機会を作っています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師が「年間保健計画」を作成し、子どもの健康に関する活動を計画的に実施しています。年に2回の健康診断と、年に1回の歯科健診、ぎょう虫検査を実施しています。看護師が子どもたちに鼻のかみ方指導や咳エチケット、手洗いうがい指導を行うなど、看護師の専門性を発揮し活動を実施しています。各年齢の手洗い場には、手洗いうがいの手順がイラストで示されたポスターを掲示するなど、子どもが健康を意識できる環境作りも看護師が責任を持って取り組んでいます。登園時、看護師が各クラスを巡回し、全園児の体温と健康状態を把握しています。保育中の子どもの健康状態は「健康チェック表及び生活記録」に記録し、時間差で出勤する職員に一人ひとりの子どもの様子を引き継いでいます。子どもの心身の状態を観察し、虐待が疑われる場合には、関係機関と連携がとれるよう体制を整えています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師が事務室におり、保育中の体調不良やけがなどに対応しています。子どもの状態に応じて、看護師や園長の判断により初期処理をしたり、受診を検討するなど必要に応じて嘱託医に相談し、保護者に連絡しています。年間を通して、全クラスで次亜塩素酸水噴霧器を使用し、換気は定期的に行っています。手すりやドアノブ、遊具の消毒は毎日実施し、玄関には消毒液を置いてあります。嘔吐や下痢症状に備えて、処理道具は各クラスと事務室に置いてあります。職員会議で園内研修を実施し、看護師が中心になり嘔吐処理や、アナフィラキシーに対する補助治療剤の使用のシミュレーションを行うなど、職員がいつでも対応できるようにしています。園内にて感染症が発生した場合は掲示板にて病名や主な症状など感染症の情報を保護者に知らせています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「食育計画」に、食育目標や、年間や月の目標、指導内容、食育活動、ねらい、行事食、取り入れたい食材について明記しています。食育計画は栄養士が作成し、食育活動では発達に合わせ年齢ごとに活動の内容を決めています。活動ごとの内容や展開、配慮事項など「食育活動記録」に栄養士が記録し、活動実施後は、保育士や栄養士、園長が感想と反省を記録し、活動の振り返りを行っています。プランターでなすやピーマン、二十日大根などを栽培し、自分たちで育て収穫した野菜を調理して食べたり、ホットプレートで焼いてその場で食べるなど、さまざまな体験を行っています。食物アレルギーのある子どもに食事を提供する際は、テーブルを分けて食事するなど誤食防止に努めています。また、子どもたちに看護師が食物アレルギーについて話をするなど、子どもたちへの理解も促しています。誕生月の子どもたちには事前にリクエストメニューを聞き、誕生会の日にリクエストのメニューを提供しています。リクエストメニューは子どもたちの楽しみとなっており、給食室には子どもから届いた感謝の手紙が掲示してあります。子どもと栄養士のかかわりが多く、調理する人への感謝の気持ちが育つことへつながっています。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>各保育室には温湿度計を設置し、エアコンで夏は28℃、冬は21℃前後になるよう室温を調整し、湿度も60%程度に保つよう冬は加湿器と空気清浄機を設置して調整しています。0、1歳児の部屋では微酸性次亜塩素酸水の噴霧器を使用して衛生管理をしています。窓は適時に開閉して換気に努め、また、窓の採光に配慮しています。保育士の声も保育環境の一つととらえ、抑制の効いた優しいトーンで子どもに話しかけています。午睡には0～2歳児クラスでは、リラックスして入眠しやすいように音量を絞ってオルゴールの音楽をかけています。子どもが遊んだ後などの手洗いやうがいを励行し、汗をかいた後や服を汚してしまったときには着替えるようにしています。室内やトイレの清掃、消毒は毎日行い、記録しています。また、保育室、廊下など施設内は整理整頓がなされ、快適に過ごせる環境を整えています。遊具の消毒は毎日行い、週1回点検を行っています。布製の遊具は定期的に洗濯しています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「安全管理マニュアル」の中に「事故対応について」というマニュアルがあり、園内研修や、事務室に掲示して職員に周知しています。マニュアルにはプールや公園なども含む施設内外の安全対策を掲載しています。事故・インシデント(ヒヤリハット)報告書、けが記録(けがについてのヒヤリハット報告書)を記録、分析し、再発防止に取り組んでいます。事故発生時にも随時の会議を開催し、再発防止策を検討し、職員会議で報告しています。園長、給食、各クラスリーダー、安全委員(担当者)で安全委員会を開催し、事故の状況把握と再発防止、予防について話し合い、内容は職員会議で報告しています。また職員会議では、ヒヤリハット事例やアレルギー食の誤食など他施設での不適切な事例についても話し合い、事故の未然防止に取り組んでいます。園内の各部屋の平面図に危険箇所を記入した「ヒヤリハット表」で事故の予防に努めています。門と玄関のオートロック、緊急時の自動通報装置などを備えています。園内外に防犯カメラを設置するとともに、夜は警備会社に警備を委託するなど不審者対策を進めています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害発生時の対応マニュアル「安全管理・危機対応マニュアル」と防災計画に基づき、災害などの発生時の指揮命令系統を明確にして、自衛消防隊を作り、通報訓練、初期消火、避難誘導などの災害時の任務分担も事務室に掲示しています。避難訓練は、毎月、地震、火災、風水害の訓練など、さまざまな想定のもとに実施し、家庭とも連携して引き渡し訓練も行っています。年1回、消防署から消防車が来て、消火訓練を行うなど指導を受けています。園内には消火器や、非常の際の市や法人など関係機関への通信環境が整備されています。保育室の棚など重量物は転倒防止策を、ロッカーの扉には開き扉用ロックを設置し、地震などの際の対応をしています。非常時の職員連絡網や保護者へ「災害時伝言ダイヤル」「安心伝言板」で安否確認ができるよう体制を整え、保護者、職員にも周知しています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>育児相談、育児講座、園開放などの地域の子育てニーズについては、市のこども施設運営課や、見学者や保護者の話、運営委員である民生委員などから把握しています。把握したニーズも考慮し、事業計画の中に子育て支援の取り組みを位置付け、担当保育士を決め具体化しています。園では「地域交流の会」を企画し、園開放して毎月、絵本の読み聞かせ、看護師の会(スキンケアの講座)、クリスマス演奏会、栄養士による離乳食講座などを企画し、地域の子育て家庭が参加しています。育児相談を毎週火曜、木曜の13時30分から14時30分まで行うとともに、地域交流の会の際にも育児相談を行っています。子育て支援のニュースとして「地域交流」を2か月に一回発行し、園のホームページや園外に貼り出したりして、地域の親子に情報提供しています。散歩の際には地域の方々と挨拶をかわしたり、消防署の消防車を見せてもらったり、年1回警察官が交通安全指導で来園するなど地域の方々と交流を広げています。</p>		